

子どもの患者さまの権利

当院では、子どもが安心して医療を受けられるよう、子どもの権利を大切にしています。
子ども本人にも、保護者の方にも、わかりやすくお伝えします。

1. 人として大切にされ、自分らしく生きる権利

子どもは、病気や障害、年齢に関係なく、人として大切にされ、自分らしく生きる権利があります。

2. 子どもにとって最もよいことを考えてもらう権利

子どもは、医療の場で自分に関係することが決められるとき、
周囲のおとなに「子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えてもらう権利があります。

3. 必要なことをわかりやすく説明してもらい、自分の気持ち・希望・意見を伝える権利

子どもは、自分の健康を守るために必要な情報について、理解しやすい方法で
説明を受ける権利があります。また、自分の気持ち、希望、意見を伝える権利があります。

4. 希望どおりにならなかったときに理由を説明してもらう権利

子どもの気持ち、希望、意見のとおりできない場合には、その理由についてわかりやすい説明を
受ける権利があります。また、その理由に納得できないときは、さらに自分の意見を伝える機会を持つ
権利があります。

5. 差別されず、こころやからだを傷つけられない権利

子どもは、病気や障害などを理由に差別されることなく、こころやからだを傷つけられない権利が
あります。

6. 自分のことを勝手に他の人に伝えられない権利

子どものからだや病気、障害に関することが、本人の知らないところで他の人に伝えられないよう
守られる権利があります。

7. 専門的なスタッフから治療とケアを受ける権利

子どもは、必要な訓練を受け、専門的な知識と技術を持つスタッフから医療を受ける権利があります。

保護者の方へ

お子さんへの説明や意思確認は、年齢や理解力に応じて行います。
ご不明な点はスタッフへおたずねください。